

広島県告示第千二百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十一年十二月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一八三号	庄原市高町字堂ノ本七四四番一地从ら 庄原市高町字上中原一八四番地先まで	平成二年二月三 〇日